

公益財団法人金沢健康福祉財団居宅介護事業所管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人金沢健康福祉財団(以下「財団」という。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた金沢健康福祉財団居宅介護事業所(以下「事業所」という。)の管理運営に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第31条及び金沢市障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号。以下「条例」という。)第33条並びに公益財団法人金沢健康福祉財団の事業所に関する規程(平成31年4月1日施行)第4条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 指定居宅介護 法第36条第1項の規定に基づき指定を受けた居宅介護をいう。
- (3) 重度訪問介護 法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- (4) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (5) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (6) 受給者証 法第22条第5項に規定する受給者証をいう。
- (7) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (8) 支給決定障害者等 法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。
- (9) 自立支援給付 法第6条に規定する自立支援給付をいう。
- (10) 介護給付費等 法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。
- (11) 介護給付費の額 法第29条第3項に規定する介護給付費の額をいう。
- (12) 法定代理受領 法第29条第5項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。
- (13) 管理者 条例第8条に規定する管理者をいう。
- (14) サービス提供責任者 条例第7条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。
- (15) 訪問介護員 条例第7条第1項に規定する従業者をいう。

(事業の目的)

第3条 事業所は、財団の定款(以下「定款」という。)第4条の規定に基づき、障害者等が居宅においてその者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の職員がその者の居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の日常生活全般に

わたる援助を行う指定居宅介護の事業を行うことにより、指定居宅介護の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の自立の援助と必要な保護を図り、もって障害者等の在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

（運営の方針）

第4条 事業所は、次に掲げる方針に沿い、管理運営を行うものとする。

- (1) 法及びその他関係法令を遵守し、定款第3条に規定する目的の達成に努めること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めること。

（指定居宅介護の内容）

第5条 事業所が提供する指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関するもの
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭及び洗髪
 - カ 通院時の介護その他必要な身体の介護
- (2) 家事援助に関するもの
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯及び補修
 - ウ 住宅の清掃及び整理整頓
 - エ 生活必需品の買物
 - オ 関係機関等との連絡
 - カ その他日常生活上の必要な家事
- (3) 相談及び助言に関するもの
 - ア 生活、身上又は介護に関する相談又は助言
 - イ その他必要な相談又は助言

（職員の職種、職員数等）

第6条 事業所は、事業所に次に掲げる職種の職員を置く。

- (1) 管理者
 - (2) サービス提供責任者
 - (3) 訪問介護員
- 2 職員の職務は、次に掲げる職員の職種の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 管理者 条例第32条第1項及び第2項に規定する職務その他事業所の統括を行う。
 - (2) サービス提供責任者 条例第28条及び第32条第3項に規定する職務及び利用者指定居宅介護の提供を行う。
 - (3) 訪問介護員 利用者に指定居宅介護の提供を行う。
- 3 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の数は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人
 - (2) サービス提供責任者 1人以上
 - (3) 訪問介護員 常勤換算方法で2.5人以上

(営業日)

- 第7条 事業所が営業する日は、月曜日から金曜日までの日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日である日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日までの日は、営業しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者から指定居宅介護の提供の希望があり、財団の理事長(以下「理事長」という。)が特に必要があると認めるときは、当該利用者に対して休業日でも当該指定居宅介護の提供を行うことができるものとする。

(営業時間)

- 第8条 事業所が営業する時間(以下「営業時間」という。)は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、利用者から指定居宅介護の提供の希望があり、理事長が必要があると認めるときは、午前7時から午前8時30分まで及び午後5時から午後8時までの時間を営業時間にするものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者から指定居宅介護の提供の希望があり、理事長が特に必要があると認めるときは、当該利用者に対して前項に規定する営業時間以外の時間でも当該指定居宅介護の提供を行うことができるものとする。

(通常の指定居宅介護の実施地域)

- 第9条 通常の指定居宅介護の実施地域は、金沢市の区域内とする。

(利用者負担額等の受領)

- 第10条 事業所は、指定居宅介護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から法第29条第3項規定により算定された介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(サービス提供証明書の交付)

- 第11条 事業所は、前条第2項の規定により利用者から法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払いを受けたときは、当該提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者へ交付するものとする。

(介護給付費等の額に係る通知)

- 第12条 事業所は、金沢市から指定障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けたときは、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費等の額を通知しなければならない。

(指定障害福祉サービスの提供に係る手続き)

- 第13条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供を受けようとする者又はその家族(以下「利用申込者」という。)に対し、この規程の概要、指定障害福祉サービスの内容、職員の勤務の体制など指定障害福祉サービスの提供に関する重要事項を記載した説明書を交付し、これらの説明を行い、当該指定障害福祉サービスの開始について、利用申込者の同意を得

るものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき利用申込者に指定障害福祉サービスの提供に関する説明をするに際しては、次に掲げる手続きを併わせて行うものとする。
 - (1) 指定障害福祉サービスの提供を受けようとする者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間(法第23条に規定する介護給付費等を支給する期間をいう。以下同じ。)及び支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。以下同じ。)等確かめるものとする。
 - (2) 指定居宅介護の提供を受けようとする者が支給決定を受けていない場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費等の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 事業所は、第1項の規定に基づき利用申込者の同意を得たときは、当該利用申込者と当該指定居宅介護の提供に係る契約を締結するものとする。
- 4 事業所は、利用者と前項の規定により指定居宅介護の提供に係る契約を締結したときは、当該利用者に係る受給者証記載事項(条例第12条第1項に規定する受給者証記載事項をいう。以下同じ。)を金沢市に遅滞なく報告しなければならない。この場合において、受給者証記載事項に変更があったときも、また同じ。

(提供拒否の禁止)

第14条 事業所は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(提供困難時の対応)

第15条 事業所は、第9条に規定する通常の指定居宅介護の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めるときは、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに行うものとする。

(居宅介護計画の作成)

- 第16条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画(条例第28条に規定する居宅介護計画をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。
- 2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその家族に対し、当該居宅介護計画の内容等を説明するとともに、交付しなければならない。
 - 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(指定居宅介護の取扱方針)

第17条 指定居宅介護に従事する職員は、指定居宅介護を提供するに当たっては、次に掲げる取扱方針により行うものとする。

- (1) 利用者に係る居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解し易いように説明すること。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努めるとともに、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(身分証明書の携行)

第18条 サービス提供責任者及び訪問介護員は、利用者に指定居宅介護を提供する際には、財団が交付した身分証明書を携行し、利用者の居宅に初めて訪問したとき及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(指定居宅介護の提供の記録)

第19条 指定居宅介護に従事する職員は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護を提供した日及びその内容、その他当該指定居宅介護について必要な事項を事業所が別に定める書面に記載しなければならない。

(利用者に関する通知)

第20条 指定居宅介護に従事する職員は、利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を管理者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により指定居宅介護に従事する職員から利用者に関する通知を受けたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を金沢市に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第21条 指定居宅介護に従事する職員は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに当該利用者の主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者にその旨を報告しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむなき場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をはかること。

(2) 身体拘束等の指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止に関する事項)

第23条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。

2 当該事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的開催すること。

3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情処理)

第 24 条 管理者は、提供した指定居宅介護に係る利用者又はその家族から当該提供した指定居宅介護に対する苦情を受けたときは、財団が別に定める公益財団法人金沢健康福祉財団の福祉サービスに対する苦情解決に関する規程(平成31年4月1日施行)に従って迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 事業所は、自ら提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第 25 条 職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(勤務体制の整備等)

第 26 条 事業所は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに、職員の勤務体制をさだめておかなければならない。

- 2 事業所は、その事業所ごとに、当該事業所の職員によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 事業所は職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の作成等)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 事業所は、利用者指定居宅介護を提供するサービス提供責任者及び訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的管理に努めなければならない。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。

- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的で開催すること。

(掲示)

第 29 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

第 30 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生したときは、当該利用者の家族並びに金沢市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、当該利用者に速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第 31 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 居宅介護計画
- (2) 第 19 条に規定する指定居宅介護の提供の記録
- (3) 第 20 条に規定する利用者に関する通知に係る記録
- (4) 第 24 条に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条に規定する事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(契約の終結又は解除)

第 32 条 事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第3項の規定により締結した契約を終結し、又は解除するものとする。

- (1) 利用者が指定居宅介護の提供に応じず、当該指定居宅介護の提供が出来ないとき。
- (2) 利用者から第 13 条第3項の規定により締結した契約を解除する旨の申し出があったとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。
- (4) 利用者又はその扶養義務者が第 10 条第1項に規定する利用者負担額の支払いを3月以上遅延し、督促しても、なお当該利用者負担額等を支払わないとき。

(雑則)

第 33 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が理事長と協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 25 条第 1 項に定める新設合併により設立する法人の設立の登記の日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。